



2019年6月25日

各位

会社名 株式会社ニイタカ  
代表者名 代表取締役社長 奥山吉昭  
(コード番号 4465 東証第一部)  
問合せ先 執行役員管理本部長 佐古晴彦  
TEL : 06-6391-3266

## 「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の非継続（廃止） 及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年6月25日開催の取締役会において、2019年9月26日開催予定の第57回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）終結の時をもって、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を継続せず廃止すること、及び本定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決定しましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買収防衛策の非継続（廃止）

当社は、2007年7月23日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第127条に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます）を決定するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入することを決定し、同年8月24日開催の当社第45回定時株主総会において、株主の皆さまのご承認をいただきました。

その後、2010年8月27日開催の第48回定時株主総会及び2013年8月23日開催の第51回定時株主総会、2016年8月26日開催の第54回定時株主総会において、一部内容を変更したうえで継続することをご承認いただいております（以下、当社第54回定時株主総会において承認された買収防衛策を「本プラン」といいます）。

本プランは本定時株主総会終結の時をもって有効期間の満了を迎えることから、本プラン継続の是非について慎重に検討してまいりました。その結果、当社を取り巻く経営環境の変化や買収防衛策の最近の動向、金融商品取引法による大量取得行為に関する規制が浸透など法整備の状況を踏まえ、本定時株主総会終結の時をもって本プランを継続せず廃止することといたしました。

なお、当社は、本プラン廃止後も引き続き当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保、向上に努めてまいります。また、当社株式を大規模に買い付け当社の経営支配権を獲得しようとする者に対しては、株主の皆さまが当該行為の是非を適切に判断するため

の必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて取締役会の意見等を開示し、株主の皆さまの検討のための情報と時間の確保に努めるほか、金融商品取引法、会社法及びその他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

## 2. 定款の一部変更

### (1) 変更の目的

本プランの有効期間満了をもって継続せず廃止することといたしますので、本プランに関する現行定款第 20 条を削除するものであります。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(買収防衛策) 第 20 条 当社は、株主総会において、法令又は本定款に別段の定めのある事項をその決議により定めるほか、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の導入、変更、継続及び廃止に関する決議を行うことができる。 ②当社は、当該対応策に基づく対抗措置として、取締役会の決議によるほか、株主総会決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、新株予約権の無償割当て又は法令及び本定款上認められるその他の措置を行うことができる。	<u>(削除)</u>

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019年9月26日

定款変更の効力発生日 2019年9月26日

以上